

船舶事故調査報告書

令和元年10月23日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和元年5月22日 18時00分ごろ
発生場所	沖縄県南大東村南大東漁港港口付近 北大東島灯台から真方位217° 5.9海里付近 (概位 北緯25° 52.2′ 東経131° 13.7′)
事故の概要	漁船 ^{しゅうほう} 秀宝丸は、漂流中、船尾方から高波を受けて転覆した。
事故調査の経過	令和元年5月23日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 秀宝丸、14.63トン ON2-0910（漁船登録番号）、個人所有 第296-26748号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	軽傷 1人（甲板員）
損傷	全損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 約3.4m/s、視界 良好 海象：うねり 波向北、波高約2m
事故の経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、遠隔操縦装置（リモコン）が正常に作動することを確認した上、そでいか漁の目的で南大東漁港を出港した後、食料を調達しようと同漁港港口付近で釣りを始めることとし、船首を同漁港に向け漂泊した。</p> <p>船長は、少し浅瀬に寄せようと思い、リモコンを操作したところ、舵やクラッチが作動せず、ブレーカーを落として再度電源を入れ直しても舵等が作動せず、また、追い波の影響で本船が動揺していたので、危険な状況と感じた。</p> <p>本船は、船尾に追い波を受けて船首が岩場に乗り揚げ、引き波で船首が岩場から離れたものの、続いて船尾方に高波を受け、船内に海水が滞留して左舷側に傾き、転覆した。</p> <p>船長及び甲板員は、落水し、甲板員が自力で陸に上がり、船長が来援した僚船に救助された。</p>
分析	本船は、波高約2mのうねりがある状況下、漂泊中、船長が釣り場を移動しようとしてリモコンを操作したものの、リモコンが正常に作動しなかったことから、操船できない状態で船尾方から高波を受け、船内に海水が滞留して左舷側に傾き、転覆したものと考えられるが、リモコンが正常に作動しなかった状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が、波高約2mのうねりがある状況下、漂泊中、船

	<p>長が釣り場を移動しようとしてリモコンを操作したものの、リモコンが正常に作動しなかったため、操船できない状態で船尾方から高波を受け、船内に海水が滞留して左舷側に傾き、転覆したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・風波を受けやすい場所で漂泊しないこと。